

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像	三軀	福山市草戸町一四七三番地 明王院	宗教法人 明王院